

令和4年度
第1回 ABS 指針フォローアップ検討会
議事録

1. 開催日時：2022年5月20日（金）10:00～12:30

2. 場所：WEB会議

3. 議題

- ① ABS 指針施行後の課題整理と対応の方向性について
- ② ABS 指針フォローアップ検討会報告骨子案について
- ③ その他

4. 配布資料

資料1. 提供国措置の要否等に係る課題整理について（検討課題IV（国内 PIC 制度以外の選択肢として検討すべき事項等））

資料2. ABS 指針フォローアップ検討会報告書骨子案

参考資料1. 「名古屋議定書」（英文）

参考資料2. 「名古屋議定書」（和文）

参考資料3. 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」

参考資料4. 「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書」（本体）

参考資料5. 現行指針における利用国措置等の課題整理について（令和3年度第2回検討会版）

参考資料6. 提供国措置の要否等に係る課題整理について（令和3年度第2回検討会版）

参考資料7. 検討会委員意見一覧

- ・ 現行指針における利用国措置等の課題・論点整理
- ・ 提供国措置の要否等に係る課題・論点整理

5. 出席者

（委員）

磯崎座長、石田委員、犬塚委員、井上委員、大沼委員、熊谷委員、小関委員、鈴木委員、須藤委員、田上委員、深見委員、藤井委員、村上委員、渡邊委員

（関係省庁）

内閣官房アイヌ総合政策室、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、特許庁、国土交通省

(環境省)

堀上 自然環境計画課長、中澤 生物多様性戦略推進室長、谷貝 生物多様性主流化室長、
三宅 室長補佐

(事務局)

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング: 菌 自然資源経済・政策室長、森口 主任研究員、
菱田 研究員、阿部 研究員

6. 議事録

■開会

○磯崎座長

それでは、開始いたします。おはようございます。

前回の会合から年度が変わって、あるいは、生物多様性条約の準備のための会合があったりして、ちょっと間が空きました。

本日も、今までと同様にオンラインで開催いたします。各委員のほかに、環境省、事務局、そして関係省庁、また、一般の傍聴の方も今回の会合には参加しております。

初めに、お知らせですが、既にお伝えしてありますように、前回は時間が少し足りなかったこともあって、今回も、12時を予定しているのですが、場合によって30分ほど延長する可能性がありますので、お含みおさください。

議事に入る前に、資料の確認をお願いしたいと思います。

それでは、菌さん、お願いいたします。

○事務局（菌）

三菱UFJリサーチ&コンサルティングの菌でございます。本日もどうぞよろしく願います。

お手元の資料が揃っているかどうか確認させていただきます。直前で恐縮ですが、昨日、弊社から資料をストレージでお送りしております。お手数ですが、ダウンロードして、お手元に置いていただければと思います。画面共有しながらご説明いたしますけれども、適宜ご参照いただければ幸いです。

本日の資料は、ただいま画面のほうに映っております、資料の1と2が本体の資料でございます、参考資料として1~7、参考資料7に関しましては、7-1と7-2の2つに分かれてございます。

資料のほうは、皆様、お揃いでしょうか。もし何か不都合等ある状況でしたら、今の段階で言っておいていただければ、事務局のほうで対応いたします。

それから、参考資料の7番、「検討会委員意見一覧」、こちらは事前に、何日か前にお送りしているものでございますが、前回までの委員の皆様の意見を一覧にしているものです。

前回検討会のご意見は、議事録から話し言葉をそのまま抜粋しますと長くなってしまうので、事務局・環境省のほうで要約しております。本日は、時間の制限もありますので、一つ一つ取り上げてご説明はいたしませんので、もし趣旨と違う等ございましたら、適宜ご指摘いただければと思います。

こちらの資料に関連しまして、前回までのやり取りで、須藤委員のほうからコメントがあると伺っております。須藤さん、何か今ご発言されますでしょうか。

○須藤委員

そうしましたら、せっかくですので発言させていただきます。

ABS 指針の第 5 章に規定されております、私どもが発給しております国内遺伝資源取得書でございますが、これは ABS 指針をつくるときに、証明するものではないと。単に示すものであるという整理がされておまして、ですので、ABS 指針にも「証明」という言葉は使われておりませんし、私ども NITE のホームページにも「証明」という言葉は使われておりませんので、その点、1 点だけご理解いただければと思います。

○事務局（菌）

どうもありがとうございます。

それでは、資料に関しましては以上でございます。もし不備等がございましたら、チャットのほうに書き込んでいただければ、事務局のほうで対応いたします。よろしくお願いいたします。

○磯崎座長

資料に関連して、それから須藤さんからも、用語の使い方についてコメントをいただきました。今出ている資料のうち、上のほうにある資料 1、資料 2、主にこの 2 つをベースにして本日の議論を進めていきたいと思います。

それでは、早速ですが、議題に入ります。

大きく議題 2 つで、前回からの ABS 指針の施行後、そこで生じてきている課題の整理、それから、それに基づいた今後の対応の方向性、それを議論してきていますが、前回終わらなかった議論を、今日のところで継続したいと思います。

2 つ目ですが、その後、この検討会での報告書の骨子案（資料 2）に基づいた議論を行いたいと思います。

■議事①ABS 指針施行後の課題整理と対応の方向性について

○磯崎座長

それでは、1 番目の議事で、課題の整理と対応の方向性についてで、残っている箇所、特に議論が進んでいなかったのが、提供国措置の要否、先ほどの須藤さんからのコメント、そのあたりとも関係するような内容ですが、それについて。

それから、この論点に関して、深見委員から関連した意見があるということですので、それについては、最初の議題の前半、環境省から資料 1 に基づいて説明があると思います。その後で、深見委員から追加で説明をお願いしたいと思います。

それでは、資料 1 の積み残し部分について、環境省から三宅さん、お願いいたします。

○環境省（三宅）

環境省の三宅でございます。いつもお忙しいところありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

では、資料 1 のほうでして、先ほど座長からもお話がありましたけれども、前回・第 2 回検討会のときに、大きな論点としまして、国内遺伝資源の取得・利用に関する課題、それから国内の遺伝資源に関連する伝統的知識に関する課題と、各々、仮に提供国措置を導

入した場合、生物多様性保全や遺伝資源の利用に影響や効果を与えるかについてご議論を
いただいていたところでございます。

本日は、④の国内 PIC 制度以外の選択肢として何か検討すべき事項、もしくは、その他
検討すべき事項はあるか、について議論をいただければと思います。

前回も少しご説明は差し上げたところでございますけれども、PIC 制度ではないけれど
も、何か簡素な報告制・登録制など、国内遺伝資源の取得・利用等の状況を把握する仕組
みが必要ではないか、もしくは、選択肢として検討の余地があるのではないかと、いった
ご意見をいただいております。

その検討に当たりまして、例えば FS（フィージビリティスタディ）をするという方法
もあるのではないかとのご意見をいただいております。そのフィージビリティスタデ
ィの関係につきましては、どういったフィージビリティスタディを想定しているのか説明
をしてほしいというご意見もいただいておりますので、このリクエストに、本日、深見
委員からお答えいただけることになっております。

一方で、こうした必要性に対しまして、とりわけ野生生物ですとか基礎生物学分野です
と、国内遺伝資源の提供状況を国が把握する必要はなく、報告制でも負担がかかるので不
要ではないか、といったご意見もございました。

この論点に関しましては、今ここで何か明確な結論が出るものではないと思うのですが、
今後の課題の洗い出しという観点も含めまして、とりわけ、「議論のポイント」に記載して
おります、必要性ですとか、その場合の目的や趣旨がどのように考えられるかについて、
ご意見をいただければと考えております。

もう一つが、今の ABS の手続全般に関する課題感というところで挙げていただいたと
ころでございます。

こちらは、手続に当たりまして、ちょっと不便なところもありますというようなお話が
あったりということではありますが、「対応の方向性」というところにも書かせていただい
ておりますけれども、必ずしも今回の ABS に関連する手続に限られるものということ
ではないとは思いますが、国・地方行政の別とか情報の確実性の確保とか、その他の観点
から、どこまでできるかというところはあるのですが、こういった課題があるということ
は認識しておりますので、関係省庁ですとか、関係機関、それから団体さんの協力も得な
がら、可能な対応を検討していければと考えております。

簡単ですが、こちらの資料は以上になります。

○磯崎座長

ありがとうございます。それでは、今、スライドの 2 枚目ぐらいで言及されていましたが、
深見さんから、フィージビリティスタディについて、もう少し詳しい説明ということ
ですので、それでは深見さん、お願いいたします。

○深見委員

前回、提供国の措置に関して、FS をやってみてはどうかということを書いていました

のですが、その意味が不明確だというご意見もいただいたので、ちょっとここで時間をいただいでご説明したいと思うのですが、その前に、現状というか、海外の遺伝資源を利用する際に、アカデミアにおいてどんな状況なのか、特に私の所属している大学での手続について、簡単にご説明をしたいと思います。

スライドにあるように、海外から遺伝資源を取得する際に、先生から要請があって、まずは提供国の国内法があるのかないのかを確認し、国内法があった場合には、それを確認して、遵守するという事なんです。それと、カウンターパートがいるのかどうかということになるのですが、カウンターパートがいれば、カウンターパートで対応してもらおう、ということの手続をやっております。なので、メインとしては、カウンターパートと一緒に、相手国の国内法があれば、それに従って手続をとるということになります。そして、必要な契約を結んで入手する、というのが一番大きな流れでして、それで、カウンターパートがない場合については、右の2つの、ピンクと橙色のパターンがあるわけですが、こういうような手続をやったりする場合があります。

最近、例えばインドネシアとかベトナムだと、カウンターパートが自分の国でできない研究について海外に持って行って良いということの手続が簡素化されているので、おおむねそのような流れで、結構ストレスなく入手することができることが多いんですけど、カウンターパートがない場合というのが結構ありまして、その場合はどうするかというと、薄い橙色の真ん中の流れですけども、できるだけ相手国に、例えば卒業生を頼るとか、そういうような流れでカウンターパートになってもらったりする場合があります。カウンターパートも探せないという一番右端の場合については、大体基礎研究が多いので、基本的にそういう研究内容を踏まえ、かつ、国内法の確認をして、研究者自身で持ってくる。そして、最低でも、提供国での出国のための手続きや日本国内の必要な手続をしてもらおうという対応をとることが結構多いです。この一番右端の場合というのが、例えば生態調査だったり、昆虫の多様性の研究だったりということが多いです。

それで、まとめますとこんな感じになるのですが、リソースによって、研究の慣例やその性質によって対応が少し変わります。微生物の場合は、スキームAという、カウンターパートがいて、カウンターパートが研究を切望されている場合が多く、カウンターパートが提供国の手続をとってくれたり、もしくは、国内法によって、そのカウンターパートの判断で提供できることもあります。その流れで、MOU/MTA みたいな契約で遺伝資源を持ってくるのが多くて、この事例は結構多くて、比較的難しさを感じていない部分です。

それから、昆虫とか魚類については、基礎研究が多いので、また、カウンターパートがいない場合も多くて、非常に苦労するのですが、場合によっては、提供国に国内法がない場合でも、提供国の水産庁の許可をもらったりする場合はありました。いずれにしても、このような対応をリソース毎の事情や環境を配慮して、最低限の手続きを取るという対応で動くので、なかなか難しいところがありますけれども、基礎研究ということもあり、今までそんなに苦労はなかったように記憶しております。

標本とかもやり取りが多くあるのですが、この場合はカウンターパートがいる場合が多いので、標本をつくって返す（両方で保管するという研究者間の慣例）とか、そういうような対応で比較的スムーズに対応できています。

それから、植物については、ITPGRFA に加盟している国、そうでない国があるのですが、考え方は比較的似ていて、SMTA で入手することもできますし、ITPGR 以外のリソースについても、比較的理解の深いところは SMTA で入手できたりした場合があります。

それから薬用植物については、産業用途になる可能性もあり、きちんとした対応が必要で、双方の研究機関で研究内容を十分に理解して、MOU/MTA を締結して入手したということがあります。そういうようなリソースの産業利用の可能性の高さなどの背景に応じて対応が若干違います、難易性が変わってきます。

実態として、海外遺伝資源の利用では、一番上の赤字で書いているところですが、基本的に、どちらかという法律というよりは人脈でいろんなことが決まっていくということを感じています。

国内では、現時点では、容易に海外出張も行けなくなっている社会状況もあり、コモディティとか過去に持ってきた遺産で結構研究されているケースが多くて、コモディティの取り扱い、コモディティの遺伝資源としての利用の場合については、きちんと対応しないといけないと思うのですが、そのあたりのところは大きな課題として曖昧な対応になりやすく、研究に阻害が出ていると感じています。

一例として、ある大学で、実験動物をコモディティとして輸入されている場合に、全くその輸入目的で利用されているので、生物資源の利用ということで、その大学では問題なかったのですが、これから、それを使って、例えば新しいリサーチツールをつくらうとしたときには目的以外（遺伝資源としての利用）になるので、輸入業者に対して、その目的で再度輸入してもらおうという対応をしてもらっている場合もあります。

ということが、海外から遺伝資源を取得する場合の問題点として、リソースによってニュアンスが大分変わってくるというのをご紹介しました。

基本的に海外からのリソースというのはそんなに難しいことはあまり経験していないのですが、コモディティと過去に持ってきたものの遺産というものの対応をどうするかというのが、今後、アカデミアの中では課題と考えています。

基本的に、法律というよりは研究者の間の工夫、こうしたら持ってこれるみたいなことが結構優先して進んでいくので、そういうことで、あまり難しいことは感じていないと。

ここからが本題なのですが、このような背景（海外遺伝資源の利用の場合、リソース毎に対応が違う、リソース毎に契約の内容も違えば、それを使った時に社会的インパクトも違うので、実態として対応が変わってくる）をもとに、日本はどうなっているかということ考えてみたのですが、日本のリソースはきちんと契約ベースで提供されているのかどうかとか、日本において未知的な多様な遺伝資源と潜在的な産業利用性がある資源があるのでは、ということを経験されていないのではないかと考えるに至ったわけです。海外で

は、自国の遺伝資源の利用については、法律などで厳格に管理しようとしている。その方向性については、理解出来る面もあります。逆に、それにより、基礎研究の発展が阻害されるという面も感じるところであります。

提供国としての遺伝資源の管理については、アカデミアとしても自国の遺伝資源を自由に使えるとしても、何を海外に持っていくかとか、そこでは、その研究では何に利用するかという把握も必要ではないかと考えました。当然、大学から海外に提供する場合に、MTAで厳格な権利主張をして提供する場合は多くあります。そうでなく、全くの制限を付けずに提供した事実だけを記した MTA での提供もあります。つまり、アカデミアの場合に、多くの場合は比較的自由的な、制限もそんなにつけていなくて提供するわけですが、何に利用するかとか、比較的研究のコンフリクトの問題があるので、明確にする場合が多いです。なので、そういう意味でも、提供する場合の利用目的とか、把握してもいいのではないかと、というのが根底にあります。

提供国の措置としての、例えばハードルの高い囲い込みとかいうことをやっている国もあるかと思いますが、それがいかに科学的に、アカデミアの研究において悪影響があるのかということを示しながら、自由な研究が、いろんな国で利用することによって発展するようなモデルというのでも提案できないかな、というようなことも考えたりします。

それから、先ほどご紹介したように、リソースの種類によって社会に対する影響とか考え方がかなり違うので、それぞれのリソースごとに物を考えないと実際の提供国としての対応を決めるにおいて、正しい判断ができるのだろうかと考えました。

前述のように、アカデミアでは、比較的フリーで提供する材料と権利を主張して提供する材料があります。日本国に由来する遺伝資源も、遺伝資源の種類、遺伝資源の使い方や研究領域で取扱が違って良いのではないかと思います。

従って、それぞれの課題、例えば契約ベースできちんと提供されているのかということについては、実際に海外で簡易的な契約や契約無しで流出している遺伝資源というのがどれだけあるのかというような調査だったり、2 番目の課題としては、日本に、そのような潜在的に有用なものがあるのではないかと。それは、どのくらいあるのだろうか、産業別（リソース別）にどれくらいあって、産業別においてはきちんと守るべきもの、厳格に守らなくても良いものが分別できるのかもしれないし、厳格に管理が必要なもの、そうでないものも、それもきちんと分けて、日本国内の遺伝資源利用について議論したほうが良いのではないかと思います。

基本的に、国内法（種苗法、家畜不競法、家畜改良増殖法等）で守られているものについては、その法律に従えばいいのですが、それ以外のものを対象に議論してはと考えました。

考える視点としての3番ですけれども、日本の科学の自由を担保する形で、かつ、利用者が負担にならないような管理モデルというのを考えてはどうかということで、調査としては、提供国措置の問題点の整理とか、先ほど言いましたような、日本の遺伝資源の利用

の実態がどうなっているか、それから、無断の第三者利用の事例があるのか。それから、MTA のポリシーはどのようになっているのか等です。MAT ですけれども、アカデミアについてはある程度考え方が共通してしまっていて、アメリカとかヨーロッパでやる契約は特に問題ないんですね。そのような契約条項を、途上国にも私は使っています。それで問題になったことがないので、そういう意味では、知的財産の取り扱いとか改変物の取り扱いというものを、どんなふうに考えればいいのかということが研究の自由につながっていくので、そのあたりのポリシーを明確にしてもいいのではないかとも思います。

それから 4 番目、提供国としての遺伝資源利用は、先ほど言いましたように、リソースごとに、産業毎に無断流出における影響が違はずなので、例えば微生物を使うような産業とか、薬草を使う産業とか、インパクトが違うと思うので、それぞれのリソース別の社会に与える影響というのもある程度明確にして、インパクトがないものについてはそんなに厳しいことはしなくても良いように分類し、ある程度守るべきところがあるのであれば、それはきちんと守るスキームをつくったほうが良いというふうに考えました。

最後ですけれども、提供国としての遺伝資源利用の管理が、本当に研究に悪影響を与えるのかということも、改めて、分野別での濃淡があるので、そういう切り口でやってはどうかなということを考えていました。

管理するという内容ですが、全部が全部、厳格に管理するというよりは、そうしなくてはいけないとか、そうしたほうが良いのではないかという曖昧なものを考えていて、それぞれの状況に合わせたスキームを適用していくということです。そのスキームというのが、一つの例として、ここに提案した例えばの案としてですが、基本的に日本で探索する、もう既に所有権を持っているのはそれでいいと思うのですが、新たに探索するという場合には、それぞれ調査してもらおうとして、登録が必要なものは、どこかで登録する。産業では NITE ですし、アカデミアではまだ決まっていないのですが、そういうようなところがあればいいなと。それで、そのときには、取得した場所とか、取得した場所のオーナーとの契約とか、そういうものをきちんとそろえて登録してもらおう。

それが輸出する場合には、当然、外為のチェックがあるわけですが、一連の作業の中で提供するという登録をすることによって、日本からどういうものが利用されているかという情報が残っていく。それについては、厳しい制限、こういうものをしなきゃいけないということではなくて、最低限の情報、先ほど言いましたように、MTA のモデルなんかも研究しながら、そういう研究の自由を担保したような、かつ、日本のリソースを守れるようなひな型というのも提案できるのかなと思います。

そういうような形で、こんな感じで一つの案で、まだ考えの及ばないところもたくさんあると思うのですが、こういうようなある程度のモデルを考えながら、それぞれのところで検討/検証してはどうかなというふうに思った次第です。

【深見委員の説明及び資料 1 に関する質疑】

○磯崎座長

深見委員、ありがとうございます。前半で、これまでの現状で、アカデミアの抱えているような問題点、その他で、後半で、フィージビリティスタディに関連する提案をいただきました。

三宅さんからの資料 1 の説明、それから深見委員からの説明、両方出てきていますが、深見委員からの提案は、資料 1 に関連する検討の一部、前段に入るかと思います。ここで 30 分ほど、資料 1 全体についての議論で、初めに深見委員からの提案の内容について、同じような事例に直面しているとか、あるいは、もうちょっと別の論点もあるとか、また、後半の提案内容についても、それぞれコメントがあるかと思います。

表示画面での「手を挙げる」というボタンを押していただいて、発言をお願いしたいと思います。

それでは、井上委員、お願いします。

○井上委員

深見先生、ご丁寧な説明ありがとうございました。深見先生が今日このようにご説明してくださったというのは、第 2 回の検討会の後に、私のほうから事務局の三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと環境省のほうに、「深見先生のおっしゃっているフィージビリティスタディというのがもうひとつよく分からないので、もう少し説明してほしい」というコメントを出させていただきました。恐らくそれを受けて、今日、深見先生がご説明してくださったのだと思います。どうもありがとうございました。

私は企業出身なので、「フィージビリティスタディ」という言葉を聞くと、「実施可能性調査」というように思うのですね。企業の場合でしたら、ある一つのビジネスケースを想定して、市場性とか、あるいは、自社で何か物をつくる場合、実際それがビジネスになるのかどうかという、その可能性を調査するのがフィージビリティスタディと、私はそのように思っていましたので、今の深見先生のお話を聞くと、深見先生が考えていらっしゃるのとは、そのような具体的なものではなくて、もう少し漠然とした何か調査、情報収集のようなことを考えていらっしゃるのかなというように思いましたので、もともと「FS」という言葉の捉え方が、私と深見先生とは違っていたのかなという感じがします。それがコメントの一つです。

それともう一つは、今の深見先生のお話を伺うと、それをを行うためのコストは誰が払うのかというのが心配になりました。簡単な報告とか、登録制度というようなことをおっしゃっていましたが、それは、調査する側が払うのではなくて、そのような情報を提供する人が、そのコスト、労力を払うことになると思います。今のお話を聞くと、いろいろな場合を考えていらっしゃるようなので、かなり広範囲な人に対して、そういう負荷を与えるようなことになるのではないかと思います。

ですので、否定するわけではないのですが、誰のための FS であって、その FS のコストを払うのは、その成果を得る人でないといけないと思うのですね。それ以外の人にあま

り負荷をかけてはいけないというように私は思うので、先ほどの資料1の中のどなたかのご意見の中に、簡潔な報告とか登録制度でも負荷が大き過ぎるというようなコメントがあったと思いますが、私もそれに近い印象を持っています。

○磯崎座長

ありがとうございます。基本的な調査などのやり方、そのコスト負担ということですが、深見委員、お答えをお願いしますか。

○深見委員

井上さん、ご意見ありがとうございました。基本的に、最後にお見せしましたスキームを、まずモデルをつくってご検討いただくというよりは、これはただのモデルなので、これをやるということではなくて、そのひとつ手前の、実際にどういう影響があるのかという、井上さんのおっしゃっていた部分について、もう一度、産業別、リソース別の現状と影響について検討してみてもどうかという意味なので、最後のスキームを試行して、その登録申請のコストをご負担いただくという意味でもないし、かつ、全部をそうするわけではなくて、そのように登録や申請を希望する方（遺伝資源の利用をキチンと国のシステムで管理したいと思っている方）がそういうスキームを使えばいいのではと感じの提案でした。これもまた一つのアイデアなのですけれども、そういうものをベースに調査をするということなので、海外に提供するたびに登録や申請の作業が多くなるとか、海外へ提供する人に強いるわけではなくて、ということです。

○磯崎座長

調査プロジェクトであっても、かなり費用がかかることがあるのではないかと、というのが井上委員からの指摘なのですが、その辺何かざっくりとした見通しはございますか。

○深見委員

私自身としては、どのお金で調査をするのかということは、今のところはアイデアがないのですが、提供国としての対応が、日本でほんとに丸腰でいいのかという部分に立って、こういう話をしてみたということです。なので、国で、もしくは、民間で調査が必要というご意見であれば、何かしらの資金を獲得するとかということになるかとは思っています。

○磯崎座長

分かりました。また何かあれば、後でつなげたいと思います。

村上委員、お願いします。

○村上委員

今、深見先生がおっしゃったように、確かに産業界で遺伝資源が日本に起源するという事を明確に証明してほしい場合に、任意の登録制があることの意義は、私も理解できました。一方で、私は多様性基礎生物学の分野を代表して本検討会に出席していると思うので、その立場から申し上げます。以前にも申し上げたとおり、できるだけ自由に日本の遺伝資源を海外での基礎研究にも使ってもらえるようにすることは、結局日本のため、すなわち日本の野生生物を保全するためにも一番役に立つことなのです。海外に送った遺

伝資源を一点一点報告・登録するのは、その手続きがいくら簡便であっても、ものすごく大きな負担になります。私たち日本人研究者が、多数の野生生物サンプルを海外に提供することも頻繁にあるわけですし、一回に送るのが 10 サンプルずつであっても、それを何十回とやっていると、結構大きな負担になってしまいます。また、日本の野生生物のサンプルが、どれくらい海外での研究に使われているかを日本政府が調べたければ、必ず発表された学術論文の中の「材料」のところに、個々の遺伝資源の起源地が記載されているはずですから、AIなどを活用して把握しようと思えば把握できます。それなのに、日本人研究者が海外の共同研究者などにサンプルを送るたびに、報告や登録をしなければならない制度には、絶対にしてほしくないなと私は考えています。負担だけが大きくなって、かつ効果のないことを日本人研究者がさせられるのは、結局、基礎生物学分野の研究を阻害することにしかならないと私は考えるからです。

○磯崎座長

ありがとうございます。深見さん、まとめて答えてもらいたいと思いますので、今の村上さんからのコメントをメモしておいてください。質問のほうをまとめて受けたいと思います。

次に、大沼委員、よろしくお願いします。

○大沼委員

私のほうから、質問といいますか、簡単にコメントさせていただきます。

今、深見先生がおっしゃった中で、日本の遺伝資源が海外でどういった形で使われているんだろうかということ、調査するという研究のご提案があったのですが、実は、環境経済の政策研究という、以前発表させていただいた研究を遂行したプロジェクトの中で、その件について若干調査したことがございますので、ちょっとシェアさせていただいてよろしいでしょうか。

これは、国内遺伝資源が海外に提供されているかどうかということ、企業の方と研究者の方にアンケートをとった結果なんですね。この結果を見ますと、「遺伝資源を海外の第三者に提供したことがある」ということが、研究者でいうと 36%、企業でいうと 8%です。それから、「遺伝資源の利用による商業化前の成果を海外の第三者に提供したことがある」というのも、若干ですが、いらっしゃいました。

それから、海外からの国内遺伝資源の取得状況をどういうふうに認識されていますかということをお聞きしたところ、研究者の方でいうと、「頻繁に取得されていると思う」という方が 4 分の 1 程度、それから、「ときどき取得されていると思う」という方が 3 分の 1 程度です。合わせて 6 割ぐらい、取得されているのではないかという認識を持たれているということが分かりました。企業のほうでは、合わせて 3 分の 1 程度が、「頻繁」あるいは「ときどき取得されている」というようなアンケート結果が得られております。

それから、産業用に、どのように国内遺伝資源というのが海外で有用性を発揮しているかということで、海外で特許の事例というものの中で、日本の遺伝資源が、その特許の中

で記載されているかどうかということのサーベイのようなものも実はやったのですが、なかなかこれは難しく、きちんとした正確な結果というのが出なかったということで、そういうこともありまして、日本の国内遺伝資源の産業面での有用性というものが現状どうなっているかということを確認に示すということは、この特許ということを通じたプロセスでいうと、なかなか難しかったという経験があるということをご参考までにご報告したいと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。関連する、同じような調査で実績があるということ。以前、この委員会でも、URL を教えていただきました。そこでの事例のお話でした。

続きまして、遺伝研の鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

深見さんのプレゼン、とてもよかったと思います。ありがとうございます。それで、前回か前々回も私のほうから、提供国措置について意見を述べさせていただきまして、そのとき、学術のほうですと、天然物創薬の分野から提供国措置が必要ではないかとか、幾つかの方からも、やはり必要性はあるんじゃないかという意見はこちらのほうにいただいております。

ただ、いろいろなことを議論すると、まだまだ具体的なところは全然分からないというところまでは議論が進まない、といったのが状況であります。

ABS 指針のこの検討会全体の話にもなってしまうと思いますが、今回 ABS 指針のフォローアップで、こういうふうな関係者の集る議論というのが、コロナ禍もあったのかもしれませんが、あまり開かれてなかったというのが現状でございますので、ABS 指針フォローアップ検討会が終わった後も、名古屋議定書の実施及びいろいろな課題、積み残した課題の継続した議論というのは必要かなと思っております。

そういう中で、深見先生のおっしゃったことは、その議論のときに必要な各自の調査として、議論には必要な材料になっていくかなと思ったところでございます。

○磯崎座長

ありがとうございます。それでは、自然研の渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員

深見委員の提案に限らず、資料 1 全体へのコメントです。前回も私のほうから発言したんですけども、この利用実態の把握ということで、国内の生物多様性の保全、あるいは生物多様性の資源の持続可能な利用という観点から見たときに、この遺伝資源の利用の実態というのを何らかの形で把握をしていって、モニタリングしていく仕組みが必要だというふうに思っています。

その結果、何か課題が生じているのかどうか、そういったことを確認していって、もし何らかの課題が生じている場合には、対応を考えていく。それは ABS による対応だけではなくて、そのほかの制度による対応も含めて、何らかの対応を考えていくということが

必要かなというふうに思っています。

その際に、そうは言っても遺伝資源は大変多様なものが含まれます。例えば遺伝資源が存在している場所も、いろんな環境があるし、保護地域の内か外か、国有地か民有地か、そういった土地所有との関係など、遺伝資源が所在している環境がどういう環境であるかという点があります。また利用の対象としている種類は、どんな分類群のものか、その中には保全上重要な種も含まれているのかどうか、そういった利用対象の種類という点があります。それから、利用の形態も、利用の目的に応じてきっと様々な採取や利用の形態というのがあると思います。そういった利用の実態が様々ある中で、管理の必要性が高い対象というのは一体どういうものなのか、利用実態を把握していく優先度の高い対象は一体どういうものなのかということ、実態を探りながら検討していく必要があります。関連する業界ごとに、あるいは、関係省庁と連携して、利用実態の把握のため、どんなやり方だったら対応が可能なのかどうか、そういったことについてまずは検討を進めていくことが、アプローチとしては大事なのではないかと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。今、鈴木委員、渡邊委員からのコメントの内容は、この検討会の後でも、ABS、または名古屋議定書、あるいは遺伝資源などに関連して、もう少し幅の広い観点も含めて検討を続けていく必要があるという、そのような指摘です。

細かなコメントは、村上委員、それから大沼委員からのところですが、深見委員、何かお二人のコメントについてお話がございませうか。

○深見委員

たくさんのご貴重なご意見、ありがとうございました。

まず、今回、私が、提供国としての日本のあり方を検討すべきではないかと言ったことは、まず、村上先生が大変懸念されているように、アカデミアで海外に提供しているもの全てをこの管理スキームを使って提供するというは一切考えてなく、少なからず私もアカデミアの側にいるので、かつ、海外に提供件数が年間 50 件ぐらいあるので、それを一々申請するというのはばかばかしいと思いますし、そんなことは考えていません。もしそういう方向になろうとしたら、私もそれは阻止をしたいと思います。なので、村上先生のご心配は全くそのとおりで、そうしたいとは思っていません。

それから、今回の FS 提案のポイントですけれども、今回、申し上げたように、前段で、取得の場合にリソースごとによって性質が違ふのと、産業界も含めてですけれども、インパクトがかなり違ふので、先ほど自然研の渡邊先生もおっしゃったように、リソース別、産業界別に、プラスもマイナスも含めて、そういう提供国が管理をした場合にどのぐらいの影響があるのかということ調査すべきではないかと思ひます。今回私が申し上げたのは、リソースごとによってインパクトが違ふというのがポイントなのです。なので、そのあたりの実際の調査が必要ではないか。それに従って、国内の手続とかスキームを組み上げていく。

もう一度言いますけれども、アカデミアの研究の阻害になることは一切考えてないし、それを制限するというのも、私個人としては全く考えていないのです。それと、もう一つのポイントは、リソース別で全くインパクトが違うので、全部が全部やるということは一切考えてなくて、自由にやり取りする産業も当然あってしかるべきだし、かつ、ある程度の状況を把握するようなスキームも必要な部分もあるのではないかと、という提案でした。

○磯崎座長

ありがとうございます。具体的に何か焦点を絞って、そこでのメリットを追求して調査を行うという、そのようなところまでの話ではなくて、もう少し一般的なものであること、鈴木委員と渡邊委員から出された見解のように、もう少し幅広く、関連する事柄についての基礎的情報の収集と分析の必要があること、その一分野に、深見委員からの提案と今日の報告は位置づけられると受け取りました。

今の深見委員からのプレゼンに関連して、そのほかで、まだ関連するコメントや疑問点ございましたら、挙手ボタンを押してください。よろしいでしょうか。

(挙手なし)

【資料 1 (3 ページ、4 ページ) に関する質疑】

○磯崎座長

それでは、資料 1 のほうへ。既に、三宅さんが示したスライドでまとめていますが、議論の内容、それから考慮すべきことというのが 3 枚目にまとめられていて、4 枚目で今後の方向性に向けてというような形ですが、この 3 枚目、4 枚目に関して、どうでしょうか。全体的なまとめになりますが、ここに関してご意見ございますでしょうか。

今、画面共有されているスライドの下に、「対応の方向性」という形でまとめが出されています。具体的にはまた資料 2 のほうで見ていきますけれども、残された課題という議題の中では、このような方向性というのでよろしいでしょうか。

これに基づいて資料 2 がつくられていきますので。

JBA の井上委員、お願いします。

○井上委員

このスライドの上のほうに、私の名前が出ているので、それに対してコメントさせていただきたいと思います。

ここに書いてあるとおりに、ここに示した「改善やサポートが必要な点」というのは、私がそのように思っているというのではなく、令和 2 年度に JBA が実施したアンケート調査の回答の中にこのようなことがあったということです。ですので、この項目全てが本当に必要なかどうかというのは分かりませんし、それぞれの優先順位とか、現実にならっているのかということも全く分かりません。ただ単にアンケートの回答を羅列しているだけですので、下のほうにある「対応の方向性」の最後にある「可能な対応を検討する」という以前の問題として、このような課題があるということが、令和 2 年度の調査で明らか

かになったので、本当にそれがどの程度重要な問題なのかという、もう少し「対応を検討する」以前のところから始めたほうが良いのではないかと思います。もしやるのであれば、このアンケートの結果をもう少し、背景とか、そういったものも含めて事実確認するとか、そういったところから始めたほうが私はよいと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。先ほど大沼委員からも、大沼委員のプロジェクトで行ったデータや分析を示していただきました。同じように、今、JBA、経産省で行ったアンケートについてのコメントがありましたので、この2つに限らず、類似の調査、アンケートは、これまでの10年とかの間で、ほかでも行われてきています。データが古くなっているものももちろんあるし、それから、この検討会で狙っている目的とズレているものももちろんあります。今、井上委員からの指摘のように、既存の調査結果について、それを生かせる範囲で、あるいは、追加に必要な事柄は何なのか、または、それらのデータのもう少し細かな分析など、それを行うというのを、今見えているスライドの最後の文章の、「対応を検討する」という前に入れたほうがよいという指摘です。

そのほか、この資料1全体についてご意見ございますか。

(挙手なし)

○磯崎座長

資料1の、これまでの積み残しのところの議論について、深見委員はじめ、非常に細かい議論をしていただき、ありがとうございます。

■議事②ABS 指針フォローアップ検討会報告骨子案について

○磯崎座長

それでは、議事の2つ目に移りたいと思います。

資料2に基づいて、この検討会の報告書の骨子案、今スライドで表示されているものです。

それでは、この骨子案について、環境省・三宅さん、お願いいたします。

○環境省（三宅）

では、資料2の説明に入りたいと思います。

まず、報告書の骨子案ということで、これまでの議論をまとめた、ポイントを整理した形となっております。

まず、「はじめに」というところでした、今回の「検討会の検討の視点」というところを少し記載しております。

当初の国内措置の検討経緯ですとか、内容も踏まえた上で、まずABS指針施行以降に、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する社会的情勢の変化に伴って、新たな課題が生じているかということ。それから、その課題というのは、名古屋議定書の国内措置として対応すべき事項かどうか、という観点でご議論をいただいております。

骨子なので、今はすべて記載しておりませんが、この後に委員名簿を掲載させていただこうと思っております。

今回の検討会の大きなポイントとしましては、大きく2つありまして、1つ目が現行指針ですね。利用国措置を中心とした現行指針のフォローアップ。それから、2つ目のほうが、提供国措置の要否、さらにプラスアルファで3つ目もあるのですが、そのような形でまとめております。

まず1点目のほうが、現行指針のフォローアップという観点でして、ここをさらに細分化しますと、これまで議論をいただいてきた論点と同じく、利用国措置、それから奨励措置という部分で2つに分けております。

(1)のほう、利用国措置になりますけれども、現状・課題としまして、以下のようにまとめております。

まず、ABS指針の施行以降は、特に大きな変化というものではなくて、ABS指針に基づく手続自体も負担感は小さく受容できるとの反応を得ています。

次の2つ目、ABSCH上では、IRCCが発行されるということになっておりますけれども、このABSCHにおいて確認することができる日本人に対するIRCC、これも全て確認できるというわけではないのですが、そちらは今現状確認できるのが14件で、一方で、ABS指針に基づく環境大臣への報告は義務的報告が4件ということになっておりまして、一見すると、件数の乖離というものが気になる可能性もあるのですが、それは一方で、発給されたIRCC全てがABS指針に基づく報告の対象になるとは限らないことから、それ自体が、指針が有効に機能していないということを示すものではないと考えられます。

一般論として、このように、ABS指針の報告対象が限定的であることから報告対象に該当していないといった要因、これ自体は現行指針上問題ないということ。それから、十分にABS指針の周知や正しい理解が進んでいないこと。それから、国ごとに提供国措置ですとかPICの発給プロセスが異なるとともに、遺伝資源の取得・持ち込み経路の態様が多様なので、報告対象となるかどうかでグレーゾーンが生じている等の要因が想定される、というところも記載しております。

いずれにしても、皆様からも多くご指摘いただきましたけれども、現状、事例もまだ少なく、年数自体もあまりたっておりませんので、今後の事例の蓄積を見た上で再度評価をしていくことが望ましいと考えています。

さらに、ABS指針に関するガイダンス内容というところでして、コモディティに関する部分も、先ほども深見先生から、ここが難しいというご指摘もいただいておりますけれども、そういった取り扱いですとか、何か実務的な課題に関しまして、ABS指針を補完する情報の整理、提供が何らかの形で求められているのかなというところがございます。

こちらが現状の課題の整理というところでして、これを受けての「対応の方向性」というところがございます。

こちらは、現状、今申し上げたとおり、ABS指針が策定当時の狙いを踏まえて有効に機

能していないと考えるまでの材料がないとも言えますけれども、それをもって問題であるという考え方もされていないので、今後も引き続き、事例の蓄積による検証や推移を見て評価を行うべきで、その結果、何か課題が生じれば、適宜、義務的報告の対象拡大の要否も検討すべき、というところが1つ目。

2つ目としましては、海外からの我が国の利用国措置への評価ですとか、これによる影響等の状況把握も努めながら、併せてレビューを行うべきということ。

3つ目としましては、ABS指針の正しい理解や普及啓発もカバーできていない業界にも留意しながら、引き続き行うべきということ。また、先ほどのコモディティの話もそうですけれども、こうした点は、指針の中でどうこうというよりは、Q&Aですとか、実務的な部分を補完するようなツールで順次拡充をしていくべき、というところで整理をしております。

次にABS指針のフォローアップの2つ目のポイントの奨励措置のほうになります。

こちら、要はABSの取り組みを広げる利益配分契約を進めるという内容でしたけれども、こちらにつきましては、必ずしも具体的な取り組みが強く促進されている状況にはないけれども、一方で、現行指針が奨励する以上の措置が必要とされるような課題は認識されていない状況、ということでございます。

2つ目のほうですけれども、こちらにも既にいろんな関係機関の方々にご協力をいただきながら、事例収集ですとか、ひな型の整理ですとか、普及啓発が行われております。

利益配分や契約につきましては、業界によっても事案によっても大きく異なるものなので、あまり定型化ですとか準拠にこだわり過ぎると、逆に使いづらいというお話もありましたし、これはケース・バイ・ケースで対応していくことが必要というところもありますので、今後も引き続き事例を蓄積しながら、現行の奨励措置を補完することにつなげていく、ということが考えられます。

「対応の方向性」としましても、既に進められていることではありますけれども、引き続き業界ごとに事例収集とベストプラクティスの共有とか、状況に応じた利用しやすいひな型の整備について検討を進めることが必要と考えられますし、あとは、業界を超えた横での事例収集ですとか情報共有の体制づくりを進めることが望ましい、というところかと思えます。

もう一つの大きな論点として、提供国措置の要否に関する部分でございます。

こちら、現状としましては、皆さんご存じのとおり、PIC制度は今日本はないという状況として、ABSの観点からの許可手続はないのですが、遺伝資源のやり取りに関する、他法令による行為規制などというのが存在するケースはございます。

その他、3つ目の矢印のところですけれども、ABS指針では、これら奨励措置のほかに、主務大臣が適当と認める機関による国内の遺伝資源の取得書の発給ということについて定めておまして、現状はNITEさんが発給機関となっている、というところでございます。

4つ目、国内遺伝資源の海外への提供の観点で言いますと、こちら、ABS指針策定以降、

遺伝資源全般に関しまして大きな変化は認められず、特に野生生物ですとか、コレクションに保存されているような遺伝資源を中心に、何か PIC 制度を導入することで解決すべき問題点や課題は生じていないのではないかと、いうところでした。

その次、今度は、国内での国内遺伝資源の取得についての論点でしたが、こちらも特に、1つ前のポイントと同様に、何か ABS に関して固有に発生している問題点や課題は認められない、というところになっていました。

ただし、特定の分野としまして、細胞培養肉に関して、家畜の生産と競合して、国内畜産業に影響することで家畜遺伝資源の持続的な利用を阻害するおそれがあるという問題が提起をされております。

PIC 制度を前提とする国際遵守証明書につきましては、あるとそれはそれで便利だということ、ニーズは認められる一方で、現段階では指針による国内取得書の発給ですとか、今後、その対象の拡大を検討していくということで足りる状況ではないか、ということでした。

以上から、現段階では PIC 制度による遺伝資源全般の取得の機会の提供に係る法令の整備の必要性は認められないということ、さらに一般に、提供国措置は措置しないことで、生物多様性の保全や持続可能な利用に資する研究開発を促進して、その効果を期待できると考えられる、ということになります。

次は、本日議論いただいた論点に関連する部分ですけれども、現状では国内外での国内遺伝資源の取得及び利用の状況を捕捉する制度的な枠組みはございません。国内遺伝資源の利用に当たっての課題の確認を目的とするほか、国内外の遺伝資源の来歴管理による適切な遺伝資源の利用の円滑化ですとか、遺伝資源や遺伝資源に関連する研究上有益な情報の蓄積ですとか、意識啓発の観点からも、国内遺伝資源の取得・利用等の状況を継続的に把握、情報を蓄積する必要について、今後検討していく余地がある、という形でまとめております。

ここまです現状として整理した部分です、「対応の方向性」としましては、一般論として、PIC 制度は現段階では不要と考えられます。ただし、名古屋議定書で定義される遺伝資源には、皆様既にご存じのとおり、様々な形態のものがございまして、その利用目的や利用形態も多岐にわたります。とりわけ、細胞培養肉生産に係り提起された課題をはじめ、今後のバイオテクノロジーの発展状況を踏まえた適切な解決策の検討の必要があると考えられる、という形でまとめております。

次に、もう一つの遺伝資源に関する伝統的知識ということで、(2) でまとめております。

こちら、ABS 指針の施行以降ですけれども、我が国ですと、いわゆる「アイヌ施策推進法」が成立されていまして、こちらの第 1 条で、「先住民族であるアイヌの人々」という言及がなされております。我が国における先住民の社会に該当するのはアイヌの社会であると解され、他方、名古屋議定書でいう地域社会というのは、先住民の社会に類するような社会と解されますけれども、我が国ではそのような社会は特定されていないという見解

にございます。

アイヌ施策推進法という変化はもちろんあるのですが、アイヌに関連した遺伝資源や遺伝資源に関連する伝統的知識が置かれている状況というのは、当初の名古屋議定書の国内措置の検討の当時から大きな変化は認められないというところでした、名古屋議定書の国内措置として何か対応すべき課題があるというところは認識されていない、というところでございます。

一般論として、アイヌの方々に関連する伝統的知識の適切な取り扱いを求める意見はあるものの、いわゆる生物資源という観点で見ますと、ABS 的な観点、名古屋議定書的な観点というより、アイヌの文化伝承に必要となる動植物の材料の不足の課題が取り上げられていまして、アイヌ自身による関連する資源のアクセスの一層の円滑化ですとか、アイヌが利用してきた動植物や、その基盤となる生態系の保全・回復が課題、という見方がされています。

あとは、関連する内容ですけれども、一部地域を中心に設立された団体として、アイヌの知的財産を管理する取組が進展を見せておりまして、生物資源というよりは、特に中心に活動されている部分というのが、アイヌの文様というところになっております。一般論として、アイヌが利用してきた動植物の利用ですとか、薬用慣行の文化も適切な利用が必要との考えにはなりますが、基本的にアイヌ文化へのアクセスの制限を希求するものではなくて、それを適切に利用していくということを目指しているというものになります。

アイヌの植物利用の専門家ですとか、アイヌ政策の専門家のほうからは、アイヌに係る遺伝資源や関連する伝統的知識を含む文化の特徴と現状や、現行のアイヌ施策の状況に照らしますと、海外の先住民の状況を念頭に置いた生物多様性条約ですとか、名古屋議定書のアプローチが馴染みにくいことが指摘をされておりまして、アイヌの文化や知識に由来する商品のブランド化を通じた、アイヌ文化の掘り起こしですとか、伝承を可能にする支援とか、アイヌ施策推進法に基づく交付金による関連事業の推進等の可能性について言及をされておりまして、

このあたり、現状としてまとめております。

こちら、「対応の方向性」としましては、アイヌに関連した遺伝資源に関連する伝統的知識については、現状、名古屋議定書の国内措置として PIC 制度を整備することは馴染まないと考えられますし、あとは、アイヌ施策推進法の着実な施行と、その中で、アイヌに関連する遺伝資源及び関連する伝統的知識の研究や文化振興・伝承が進められることが適切と考えております。

最後、3 つ目の大きなポイントになりますけれども、こちらが、先ほどの議題 1 のほうで議論をいただいたところにも関係するところですが、これまでの 1、2、現行指針のフォローアップと提供国措置の要否のポイントを通じて、我が国の遺伝資源全般に関して制度改正によって対応すべき事項は現時点では見当たらないと整理できますけれども、技術的な課題、コモディティの課題ですとか、今後どうやって課題把握をしていくのかといった

ようなところというのは、やはり課題としては残っていきますので、こちら、制度改正とは別の議論にはなるのですが、こちら引き続き議論を深めていくことが必要かなと考えております。

説明は以上になります。

○磯崎座長

ありがとうございます。短い時間で、細かなところまで触れていただきました。

骨格になるのが遺伝資源に関連するところで、その、これまでの課題と、実際の実施状況、特に報告制度との関連での実施状況で。それを前提にして、現在の見直しという必要が出てくるかどうかですね。1点目は、そこからは出てこない。それから、提供国措置との関連で、今日議論したところになります。同じように具体的に何か現行指針を変更すべき点があるかどうかですが、これも必要性というのが出てきていないということ。

それから、遺伝資源に付随する伝統的知識との関連でどうかということですが、これについても、特にアイヌの人々を中心にして考えた結果ですが、そこからも具体的な変更の必要性は出てこない。

そして最後に、大きな3番ですけれども、今後どうするかです。これは今日の前半で、ちょうど鈴木委員と渡邊委員から指摘されたように、より広い観点で、これまでに指摘されたことも含めて、深見委員からの説明も含めて、今表示されている「今後のあり方」のような形で検討・議論を進めていく必要があるということです。骨子案として、このようにまとめられています。

この全体について、どこでもいいかと思えます、意見がありましたら。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

ご説明ありがとうございます。見逃したかもしれないのですが、幾つか、前回、前々回の会議のほうで、海外に対するアピール、日本のABS指針でいろいろな意見を海外の人からいただいているというところもありまして、そういう中で、日本は適切に名古屋議定書の運用をやっているのだというアピールをすべきだということを幾つか提案させていただきましたので、何か海外に対する、提供国に対してのアピールみたいな感じのものを検討していただくと助かるなと思いました。

○磯崎座長

分かりました。前回、前々回も鈴木委員から、必要のないコメントが海外から来ていたり、誤解されていたり、論点がズレていたりというような、そういうのもあるということを含めてですが、だからといって黙っているだけではなくて、もう少し積極的にアピールしてもいいんじゃないか、ということですので、そうした点が含まれないかという意見だと思います。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員

今の鈴木委員と同様の点なので、発言させていただければと思います。

1 つ目の利用国措置の対応の方向性の中にも、海外からの評価、それによる影響の把握をして、レビューを行っていくということが書かれています。その前提として、今、鈴木委員からもご指摘があったように、日本ではどういうふうに丁寧にやっているか。指針に基づいて利用国措置について、日本はこれまでどういう運用をしてきて、今回、その運用をレビューして、フォローアップの検討をした、こういうフォローアップをしていったのだということ、ABS の議定書の会合、あるいは、いろんな機会を通じて積極的に丁寧に発信していくということが重要ではないかなというふうに私も思いました。

○磯崎座長

ありがとうございます。サカタのタネの小関委員、お願いします。

○小関委員

国内措置法の現状と課題というところなんですけれども、今までの検討会でもご説明させていただきましたが、海外の近隣国の外部遺伝資源が、ものすごく貪欲に収集しているというようなことがございまして、我々種苗業界としては非常に危惧を感じているんですけれども、ですので、海外の遺伝資源情報の状況の国際情報も加味しながら、ここら辺の取組を考慮していただければなというふうに思っております。

具体的には中国なんですけれども、そちらのほうやはり遺伝資源、種苗をどんどん収集して、自国で品種登録されているという話を聞いています。ですので、海外の国際情勢を見ながら、今後の対応について検討していくということを盛り込んでいただきたいと思えます。

あと、もう一点なんですけれども、海外で、遺伝資源の取り扱い及び利用の状況を把握するシステムを、多分つくられているところがあると思うんですよね。ですので、できればそちらのほうのスタディも併せて続けていただければなというふうに思っております。

○磯崎座長

分かりました。大沼委員、お願いします。

○大沼委員

私から 1 点だけコメントさせていただきます。この骨子案については基本的に賛成で、しかも、産業界への影響から見て、現在のところ、導入の必要性というのはないという方向は、全く異存ございません。

提供国措置というときに、そうした、いわゆるビジネス・商業的な側面と並んで、学術的な側面というのも重要なのではないかと思います。鈴木委員がお詳しいのではないかと思いますけれども、海外では、学術面での提供国措置というもののトラブルによって論文の引き下げなどが起きているということもあるわけですので、この中に、いわゆる学術の面からも、日本では特に必要ないということをごどこかで入れられたほうがいいのではないかと思いますので、ご検討をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○磯崎座長

ありがとうございます。それでは、田上委員、お願いします。

○田上委員

今回お示しいただきました骨子案に特に異存はございませんし、また、追記を求めるものでもないのですが、先住民の社会及び地域社会に関連して、地域社会の範囲がいつも論点になりますので、少しコメントをさせていただきたいと思います。

「先住民の社会及び地域社会」の範囲に関しては、現在、国際的に合意された定義はありません。地域社会に関しては、指針作成の際の名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会において、磯崎先生が、「提供国それぞれの国の国内政策、国内法制度のもとで先住民として国内で公式に認定、位置づけられている先住民の人たちだけではなくて、必ずしもその国の国内法令や、その国の政策では先住民とは位置づけられていないような人たちを、すくい上げるために入れられている項目ですので、中央に対する単なるローカルという意味ではなくて、先住民的な色彩を持っている人たちという理解」と説明されています。今回の骨子も同様の考え方に立っているかと思えますし、私もそれでよいと考えています。

他方で、国際的に地域社会についてどのように理解されているかという点、交渉における各国や先住民・地域社会の主張、それから各国の国内法の内容などを見ると、先住民をメインターゲットにして、我が国と同じような考え方をとっているような国もあれば、より広い地域社会を想定している国もあり、様々です。起草時の本来の議論では、磯崎先生のご説明のとおりだと思いますけれども、現状では必ずしもその理解が全ての締約国間で共有されていないというところがあるかと思えます。

これまで CBD において地域社会の概念を検討する取組も行われており、8条(j)項に関する作業部会のもと、専門家会合などで検討が行われています。最終的には定義は行わず、というより行えず、地域社会の多様性を考慮して、幅広く包括的なものとすべきだということで、地域社会についての共通の特徴項目を整理するにとどまっています。この項目はかなり多岐にわたっていて、範囲がかなり広いですし、「地域社会」という言葉は非常に曖昧なものだということも説明されています。

これまでの国際的な議論等を踏まえると、今後、CBD 等で地域社会の定義が行われないうまま、それぞれの国が独自の概念や理解に基づいて法律等を制定するということが続くと思います。「先住民の社会及び地域社会」の範囲は、利用国措置と提供国措置の両方に関連しますので、今後も各国の法整備の状況や国際的なフォーラムでの議論の進捗、また、国内のニーズなどを継続的にフォローしていただければと思います。

また、指針の対象となる「先住民の社会及び地域社会」に関しては、施行通知に記載されているということもあって、十分に理解されているとは言えない状況もあるかと思えますので、今後、さらに十分な周知をしていただければと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。それでは、井上委員、お願いします。

○井上委員

非常に細かい点ですが、この骨子案を拝見すると、奨励措置の部分に「業界」という言葉が使われているのですね。私は、「業界」というと「産業界」というイメージを持ってしまいます。一方、遺伝資源の利用に関しては、「産業界」だけではなくて「アカデミア」の方も関係していると思うので、「業界」という言葉より、もう少し広い、具体的に言うと、「アカデミア」も含まれるような文言を使っていただけたらと思います。

念のため、指針自体を確認したら、この部分は「業界等の団体」というように書かれており、既に「業界」という言葉が使われているので、この報告書の中でも「業界」という言葉を使わざるを得ないかと思いますが、希望としては、繰り返しになりますが、何か「アカデミア」も含むようなニュアンスの言葉を使っていただけたらよいと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。村上委員、お願いします。

○村上委員

私も、骨子案については特に要望はありません。また、一番最後の簡易な報告制や登録制、あるいは実態把握・情報蓄積に関しても、先ほど深見先生から、海外に提供した全ての遺伝資源について報告してもらうことは全く考えていないということ明確に説明してただけましたので、特に反対する部分はありません。ただ、一点だけ確認しておきたいことがあって、それは自分に対して発給された IRCC が ABSCH に掲載されても、この ABSCH の HP がすごく分かりにくくて、すぐには気づけないことです。例えばベトナムが発給した IRCC を一つ一つ全部開いてみないと、自分がベトナム政府に申請した PIC に対する IRCC が発給されているかどうか分かりません。以前、この検討会で同じ説明をさせていただいて、ABSCH の事務局等に HP をもっと分かりやすくしてくれという要望をしていただけないかという話をしたと思います。あれはその後どうなっていますか。

と言いますのも、私が所属する都立大でも、本学の教員に IRCC が発給されていることに気がつくのが遅れて、環境省へのご報告が遅れたという事例が発生しました。都立大の教員に対して発給された IRCC が ABSCH に掲載されていたのですが、先方からの通知なども全くなく、すぐに気がつかなかったことが原因でした。この件についても、現状をご説明いただければと思って、今、手を挙げさせていただきました。よろしくお願いします。

○磯崎座長

ありがとうございます。そのほかの方はよろしいでしょうか。

何人もの方から、細かな点、それから全体的な流れの点、それぞれコメントをいただいています。事務局のほうで、修正、あるいは文章の追加だったり書き換えなど、控えているかと思いますが、すぐに分かるようなコメント・意見もありましたが、一方で、例えば小関委員からの要望を具体的に文章で、どこへ、どのように入れればいいのかという、その辺事務局側で、出された意見との関係で、修文の点でもう少し発言者に具体化してほしいという点があるかなと思います。最初に、修正発言を具体化するのに追加確認が必要と思われることを事務局のほうにお尋ねしたいと思います。その後で、最後に村上委員から指摘

された、自分が直結するかどうか、IRCC 関連などの情報で分からないという、この辺について何かできないかという点に触れたいと思います。

それでは、事務局あるいは環境省で、出された意見をもう少し詳しくということがありましたら、よろしくをお願いします。

○環境省（三宅）

ありがとうございます。鈴木委員と渡邊委員からいただいていた、提供国へのアピールのところは、例えば、今の2ページ目の「対応の方向性」のところ、先ほど少し触れていただきましたけれども、「海外からの我が国利用国措置への評価やこれによる影響等の状況把握に努め、レビューを行うべき」というところに少し関連させつつ、すみません、文章はまたよく考えますけれども、提供国へのアピールも引き続き行っていく、というような方向で書いていけるかなというふうに思っております。

趣旨が違っていたり、そこはよくないとかあれば、ご指摘いただければと思います。

小関委員からのコメントにつきましては、現状、PIC 制度は不要と考えられるけれども、当然、あくまで現段階での見解というところなので、今後、PIC 制度の要否というのもまた国際情勢を見ながら検討をしていく、もしくは、社会的な状況変化に基づいて検討していくというところのお話かなと思っておりました。こちらは、2のPIC 制度の要否のところの議論の中で、例えば、現状・課題としてレビューをしている中のポイントとして、何かそういった観点を書いていく、というようなイメージになりますでしょうか。

○小関委員

説明が下手で申し訳ございません。具体的には、4ページの真ん中、「ただし、現状では国内外での国内遺伝資源の取得及び利用の状況を捕捉する制度的枠組みは無い」という、ここに、後ろから2行目、「国民への遺伝資源に係る意識啓発などの観点、さらに、国際遺伝資源を取り巻く国際情勢も加味しながら、国内遺伝資源の取得・利用等の状況を継続的に把握、情報を蓄積する必要について、今後検討していく余地がある」というような流れがいいかなと思います。

PIC の制度については、私も、こんな厳しい制度は要らないと思っておりますので。

○環境省（三宅）

分かりました。今後の検討において、国内の利用状況もそうだし、海外の社会的な情勢も見ていくべきということですね。

○小関委員

そうですね。

○環境省（三宅）

承知いたしました。ありがとうございます。

あと、大沼先生からいただいていた、提供国措置の要否のレビューの観点で、主に産業の観点というのが強いので、アカデミアの観点からも必要ないというような表現を入れたらいいんじゃないかというご指摘だったと思います。

こちらでも何か、現状・課題のレビューの中で、アカデミアとしての観点といたしますか、一部、今の現状・課題の矢印の4つ目のところで、例えば、村上先生とか石田委員からいただいていた、野生生物とかの関係では要らないですというご発言を踏まえて、2の(1)の現状・課題の4つ目の矢印で書いたところはあったのですが、これよりはもう少し何か、学术界としても必要ないんじゃないかという、明確な書き方をしたほうが良いというイメージですかね。

○大沼委員

おっしゃるとおりですね。

○環境省（三宅）

分かりました。では、何か記載の方法は考えてみたいと思います。ありがとうございます。

あと、井上委員からいただいた、「業界」の言葉ですね。ちょっと言葉は思い浮かばないなど思いながら、もしどなたかお知恵があれば、いただければと思いますが、少し考えてみます。難しかったら、指針で使われている「業界」のままになってしまうかもしれないんですけども、ちょっと考えてみたいと思います。

大体、今の骨子案についていただいたコメントについては、以上のとおりかと思いますが、座長、いかがでしょうか。

○磯崎座長

今やり取りがありましたように、そのような形で、文章の具体化については、全体との調整を図りながら、文章変更をこれからすることになります。ここで大事なことは、今指摘されたような、あるいは、コメントの提案者から、こういう形で文章を変えてほしいという、こういう方向で変えてほしいという、これらの提案それ自体に対して、そんな修正は要らない、あるいは、そのような修正をすべきでないという意見の方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いしたいのですが。

(なし)

○磯崎座長

今、骨子案について、文章の修正提案が出され、具体的な修正についてはまだですけども、そういう内容の修正それ自体については、賛同いただいたという形で、確認をしたいと思います。

提案された方の中から、今、三宅さんが、こういう形でという案を示されましたが、さらにコメントがございましたら。

先ほどの、このような理解で、この場所に、このような形で修正を考えるという、それでよろしいでしょうか。

(はい)

○磯崎座長

賛同いただいたと思います。

それでは、残っている 1 つですが、村上委員から、以前も指摘されていて、先ほどは、それが原因というか、そのために時機を逸してしまいそうになるという、そのようなことも示されたのですが、この点についてどうでしょうか。以前も、行政の立場からあまり深入りはできないということもあったのですが、一方で、条約上、あるいは指針上で、義務づけられていることのスムーズな実施のためには、何かそうした情報についての支援があってもいいのか、ということも議論されました。この点について、どうでしょうか。

○環境省（三宅）

村上先生のご指摘は、もともと、恐らく ABSCH のほうに IRCC が載せられると、IRCC が発給された対象者に対して特定の通知が届くという仕組みになっていたのではなかったかと思われたものの、実際そうになっていないので、そのあたりどうすべきかというところのご指摘だったかと思います。

実際、確かに現状そうになっていないはずなんですけれども、一度、事務局のほうに、そういう仕組みができないかとか、何かそういった働きかけはしようとは思っているところでして、その前に、取り扱いのほうで、本当にできないかどうかというのをちょっと確認しているところでして、それが現在のシステム上やっぱり不便だということでありましたら、事務局のほうに問い合わせとか訴えのほうをしていきたいと思っております。

ご趣旨はそのような形でよろしかったでしょうか。

○村上委員

はい。ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

○環境省（三宅）

はい。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○磯崎座長

その場合ですが、骨子案の中にそのような内容は書かなくてもいいという、そういうことになりますか。

○村上委員

なるほど。そこまで私はちゃんと考えていませんでした。でも、現在の日本国内の ABS 指針に従おうとした際に、トラブルを引き起こした問題点の一つなので、そのような問題があることは短くてもいいですから、骨子案に書いていただけたほうが良いですね。磯崎先生、ご助言ありがとうございます。

○磯崎座長

三宅さん、いかがでしょうか。

○環境省（三宅）

承知いたしました。そうしましたら、論点としては、1 番のほうの現状の利用国措置のほうになると思うんですけれども、割と個別具体的な課題というところにはなってくると思いますので、今後を見据えたという観点も踏まえて、ABSCH の使いやすさというんですかね、使い勝手をよくするような方向というんですかね、すみません、文章が今パッと出

てこないのですが、個別具体の課題というよりは、少し ABSCH の使いやすさという観点で何か書いたほうがいいのかなど、今思ってはおりますが、文章はもう少し考えてみたいと思います。

○磯崎座長

前のほうの現状の制度とのかかわりで、こんな課題というのが出ていて、骨子案の最後の 3 番は、今回の見直し対象ということではない事柄に触れています。その中に、現行の議定書・条約の制度をもっと分かりやすく、使いやすくするための努力、みたいな、そんな形で最後に入れるというのでいいのではないかと思います。

ほかの委員の方で、どうでしょうか。特に今の点について、いかがでしょうか。そこまでこの骨子案で書く必要はない、または、ほかの論点に比べて個別的過ぎる、あるいは、議定書自体が対応すべきこととか、そのような考え方もあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

(挙手なし)

○磯崎座長

特に必要なしという意見は出ていないようですので、それでは、具体的な文章は後でということになりますけれども、今のような方向で、先ほどの幾つかの論点等を含めて、骨子案について、一部修正をするということで、合意が得られたものと考えます。

ありがとうございました。

これで大きな本日の議題としては、この骨子案を作成するというのがこの委員会の主要な任務ですので、それについて、実質的な議論、論議ができたものと思います。

なお、修正予定の骨子案についてですが、たしかパブコメにかけるというようなことかと……。今後については、事務局に、具体的な修正作業を行っていただきますが、その後、もう一度この検討会を開いて、最終確認するか。あるいは、先ほどの修正についての方向性と、具体的な場所と、それから文章の入るべき場所というのが大体決まっていて、文章の具体化だけが残されていますので、技術的なレベルと捉えて、修正を行った後、メールベースなどで最終確認を行うか、どちらでも可能だと思いますが、可能性として、後者のやり方でよろしいかどうか、お諮りしたいと思います。

先ほどからの文章修正について、具体化された後、検討会をもう一度開くのではなくて、メールベースで最終確認を行い、もしそのレベルで不十分、あるいは疑問があるという指摘が出たら、フィードバックをする形で最終確認をするというやり方です。もちろん、その過程で、再度検討会を開かなければいけないような問題が生じたときは、当然もう一度開くということですが、原則として、技術的レベルとしてメールベースという、そのやり方について、ご意見を伺いたいと思います。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

磯崎先生の先ほどの説明の中で、「パブコメ」という言葉が出てきたことと、あと、そも

そも ABS 指針のフォローアップ自身が、たしか 8 月でしたか、5 年間をめどにというふうな全体のスケジュール感があるもので、8 月までのスケジュールと、そのパブコメのタイミングが、どこで行うかということと、その結果をどこでやるかという、その順番を教えてください。スケジュール感と順番を教えてくださいませんか。

○磯崎座長

具体的スケジュールのほうですが、それでは、三宅さん、よろしいですか。

○環境省（三宅）

スケジュールのほうですけれども、今回の骨子案の修正の方向性は今いただいたとおりでして、座長からもお話しいただいたとおり、具体的な文言にしていくのですが、その後、皆様にご確認を何らかの形でいただきまして、そのまとまった骨子案について、パブリックコメントにかけたいと思っております。パブコメをかけて、またそのご意見を踏まえて、再度、報告書としての最終化をしていくという形になるので、最終化に当たってはまた会議か何かを開く形になると思うのですが、そのようなイメージです。

鈴木委員がおっしゃった、5 年の話なのですが、附則の中で、施行後 5 年以内に検討を加え、という話なので、そういう意味ではもう検討は開始しているので、お尻の期限というのは特に 8 月ということはないということになります。

○磯崎座長

鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員

はい、ありがとうございます。そういうスケジュールであれば、パブコメが出た後で実際の会議をやるというのでも、みんなの反応を見ていると、そんなものかなという感じは、私自身は思いました。

○磯崎座長

後先になりましたが、三宅さんから説明がありましたように、最終的に骨子案の案ではない、最終骨子というのを示す、その報告書については、パブコメの後にもう一度この検討会は開いて、ということです。そのような位置づけで、もう一度確認しますと、この後、文章変更について、この検討会を開くということではなくて、メールベースでの審議で、パブコメ前の案の確定をする、それでよろしいでしょうか、ということです。それについて何かご意見ございましたら。

（挙手なし）

○磯崎座長

それでは、よほどの何かがない限り、メールベースで修正文章の最終確認を行って、この検討会としてパブコメに出す案を確定する、という運びで行きたいと思えます。

本日、あるいは前回、前々回の検討会を含めて、何かご意見・コメントなどございましたら。

井上委員、お願いします。

○井上委員

今、鈴木さんのほうからもお話が出たのですが、今後のことについて確認させていただきたいと思います。

まず、ABS 指針では、提供国措置の部分については「5年以内に見直しを行う」ということが、附則の見直しの部分に書かれていて、それは、このフォローアップ検討会で一応終了ということになるのかと思います。一方、今回のフォローアップ検討会の報告書の骨子案の最後の部分でも、「議論を続ける」というような形になっているかと思いますが。「今後、議論を続ける」ということについては、同じABS 指針の附則の見直しのところに、「社会的情勢の変化等を勘案し、必要に応じ見直しを行うものとする」という規定があるので、「この規定を受けて、今後も何らかの形でこういった会が持たれる」という、そのような理解でよろしいのかどうかということの一つ確認しておきたいと思います。また、その「今後の検討」のスケジュール感なのですが、「別に今年度中ということではなくて、もう少し長いスパンで考えていく」という、そのような理解でよいのかということを確認させていただきたいと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。三宅さん、お願いします。

○環境省（三宅）

今後なんですけれども、先ほどの骨子案とかにもまとめたような形でして、制度の改正の要否については、この附則の規定に従いまして、ここの検討会で議論をして、一旦方向性として出していくという形で、要は、この検討会自体は、報告書がまとまりましたら一旦閉じるという形になります。

一般論として、制度の要否というのは、今回の時点では必要ないという見通しになっていますけれども、また、社会的な情勢の変化に基づいて、必要があれば、いつということはないのですが、見直しは当然していくという形になります。

一方で、骨子の3番目のあたりに書いてあった、今後の、どちらかという制度改正ではなくて、技術的な課題につきましては、また別の場の、作業部会的な感じなのかもしれないのですが、そのような形でまた議論をしていけたらいいのかなというところです。こちらは、多分今すぐ何か結論が出るとか、そういうことではないと思いますし、どういう可能性があるのかという、いずれも難しいポイントだと思いますので、少し時間をかけながら整理をしていって、また、整理の結果がうまくまとまれば、何かガイダンスという形で出していったりということもあるのかなということで、この場とは別の場として考えているという感じでございます。

○磯崎座長

そのほか、よろしいでしょうか。今後のスケジュールも含めて、ということです。

(挙手なし)

○磯崎座長

先ほど、コメントで、田上委員から、先住民社会、地域社会についての正確な理解に関連して指摘がありましたが、その具体的内容は、議事録の中で正確に記載しておいて、それから、環境省をはじめ、行政部局の中で、この ABS 指針だけではなくて、生物多様性条約全体にかかわる基本認識ということですので、それを行政各部局で活用してもらえたらいいなと考えています。

それでは、時間的にぎりぎりのところですが、以上で、骨子案のまとめについての本日の検討会について、主要部分について各委員からのご協力をありがとうございました。

私の担当する時間については、それではこれで終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

それでは、事務局へマイクをお返しします。

○環境省（三宅）

磯崎先生、ありがとうございました。

この場でご相談で恐縮なのですが、少し時間があればお話しするとしていた、国際的な議論の状況の件は、この後続けましょうか。それとも、12時なので、どうしようかなと思ったのですが。

○磯崎座長

そんなに時間がかからないかと思しますので、続けていただけますか。

具体的には、この検討会が延びた理由の一部ですが、生物多様性条約関連で準備のための会合が開かれていたということがありましたので、それについて、それでは三宅さん、お願いします。

○環境省（三宅）

今回の ABS 指針の検討に直接関係するということではないと考えておりますけれども、今回の検討会の第 1 回のときに、現在の国際的な議論の状況ということで、簡単にご紹介させていただいたことがございましたが、ちょうどこの第 3 回目の検討会が今回にずれ込んだという理由にもなりました、ジュネーブ会合というのが今年 3 月にございました。

「ジュネーブ会合」と言っているものなんですけれども、生物多様性条約の補助機関会合、SBSTTA と SBI の第 2 回目の会合と、同じく、ポスト枠組を作るための公開作業部会ということで OEWG というのがありますが、それを全て合わせてスイスで対面で開催されました。こちらのほうの議論の状況について簡単に共有できればと思っております。

こちらの流れのほうは、今お話をしたとおりですけれども、3 月に補助機関会合と公開作業部会の第 2 回目の会合がありました。こちらで、本来 COP15 への勧告案というものをまとめていくというような形にはなっておりましたが、結論から申しますと、議論が完全に終了せず、作業部会については、6 月 21 日～26 日で、ケニアのほうで引き続き議論が続くという形になります。なので、ポスト枠組の目標、どういう目標にしていくか、それから、どういう指標で測定していくのかという議論と、それから DSI に関する議論が引き続き続けられていくという形になります。

さらに、指標に関する専門家会合というのがありますが、こういった形でどんどん内容が詰められていって、最終的に COP15、7月～9月のどこかと言われておりますが、その中で最終的なポスト枠組の採択を目指す、という流れになっています。

今回のポスト枠組のほうの議論の概要になります。

全体としましては、目標自体、どういう目標にするかというものは作業部会で、その進捗を測定するための指標自体は SBSTTA、それから、指標を使ってどう評価をしていくかという PDCA サイクルのほうは SBI のほうで、3構成で議論が進められまして、ただ、どれかが終わったら順番にはなくて、各々の会議が並行して議論が進められましたので、それぞれの重複ですとか、進捗ですとかいうところで、なかなかうまく進行ができなかったのかなというところもあるのかなと思います。

先ほど申し上げたとおり、今回の会合で完全に合意に至った目標案はなくて、引き続き、ケニアの OEWG のほうで議論が進むという形になります。

さらに、先ほど申し上げたとおり、公式な会議以外にも専門家ワークショップなどで、さらに内容を詰めていくような議論が進むという形になります。

この会議に関連する事項として、ABS の関係の議論になりますけれども、現案、ファーストドラフトと言われているものに関しましては、利益配分の顕著な増加を目指すというのが目標案になっていましたので、日本を含む多くの先進国が、そもそも利益配分の顕著な増加となりますと、どれくらい利益が配分されたのかという数字を把握しないといけないので、そもそも契約の秘匿性などの観点からも、データ収集が不可ですということや、そもそも利益配分の増加というのは基本的にコントロールできるものではないので、目標としては不適切であるということ指摘しております。

あと、同様に論点になっているのが、実際に目標の中に明確に DSI を入れるかどうかというところで、途上国は明記すべきと言っている中で、先進国は、そもそも現在、別途 DSI のほうの議論が進んでいるので、それを待たずに並行して、ポスト枠組にどう入れるかという議論をするというのはおかしいのではないかと、というような指摘をしているという状況です。

こちらは参考です。1次ドラフトは、前回お示ししたとおりのものでして、ABS に関するものとしては、まず、4つのゴールのうちの3つ目、C ですが、これが先ほど申しました、金銭的利益配分、それから非金銭的利益配分が増加するというふうな目標案に今なっています。取るべき行動のターゲットの 13、下のほうにある赤四角ですけれども、こちらは、そのゴールを達成していく上での措置の実施ということで、愛知目標で言っているところの措置を充実させるというところと少し似ているのかなというところになります。

こうしたゴールやターゲットがどう進捗しているかというのを測ろうとするヘッドライン指標というものが提示されておまして、原案としましては、そもそもゴールについてはどれだけの実際の利益を測定するかということですかね。で、金銭的利益と非金銭的利

益に関しましては、ABS 合意から生じた研究ですとか、開発製品の数というものが、案としては挙げられているところです。

ターゲット 13 のほうにつきましては、ABS を確保するための法的、行政的な措置の枠組みがどれだけあるかという指標というものが挙げられているというところになります。

今回のゴール C の議論ですが、全体として、前回、OEWG3 のファーストフェーズからそんなに議論は進んでいないというところになります。今のファーストドラフトでは、どれだけの利益を増やすというような具体的な数値目標ということではなくて、特に先進国は数値目標は難しいという指摘をしているのですが、途上国のほうが、顕著な増加というのは曖昧なので、具体的な数値を設定すべきというような発言をしていたりします。

あと、途上国は、同様に、先ほど申し上げたとおり、DSI について目標の中に入れるべきという主張をしています。

日本からは、顕著な増加というような原案も含めて、利益の増加というのは測定できないので、そもそも実行可能性について無理がありますという話もしているところです。

DSI については、別途議論中なので、現時点では含められないですよねということも言っております。

ターゲット 13 のほうですが、こちらは、特に途上国のほうから、ABS のターゲットが全体を含めると今のところ 1 つしかなくて、数が少ないので、何か数を増やすというような提案も出てはいるのですが、基本的に、先進国と、一部の途上国もですけれども、数を増やす必要はないのではないかと指摘しています。一部、数を増やすと、それを評価していくというプロセスも出てくるので、それを嫌がるというところもあるのかなと思われま

す。

次が、OEWG3 のもう一つの議題である DSI になります。

こちらは、流れを振り返りますと、OEWG3 の第一部のほうでは、コンタクトグループという作業グループみたいなものが開かれたときに、その中で大体合意が得られそうな分野と意見が分かれそうな分野という整理の仕方がされたのですが、同意が得られそうな分野としては、DSI の利用の重要性、それから生物多様性保全や持続可能な利用への貢献という観点、それから、実際に DSI を利用することに関して、今、法的確実性が失われているので、そういったところを確保するというところ、それから、DSI 利用の能力構築の必要性といった分野が挙げられております。

意見が分かれた分野としましては、そもそもオープンアクセスといってもいろんな形があるので、完全にフリーなのか、何らかの制限があるのかということと、それから、キーとなる利益配分のアプローチの仕方など、そこはいろいろな意見があったということになっています。

その後、非公式アドバイザー会合というところでした、もう少し議論を収斂させていくという観点で、希望する国が集った非公式な形で、政策オプションとあって、CBD 事務局が、いろんな論文や研究などからまとめたオプションをもとに、それを評価していくと

いう作業が行われました。

皆様ご存じだと思いますが、政策オプションというのはこういうものになっていて、例えば、マルチラテラルな利益配分の仕組みも含まれていますし、そもそも DSI からの利益配分は不要というような、いろんな案が含まれているのと、6 のオプションとしまして、こちらは、アフリカ連合のほうから提案があったものですが、1%の課金というような仕組みというのも提案されていまして、これの全ての案について、次のスライドにあります、こうしたクライテリアのもとで点数づけを行っていく、というような作業がなされていきました。

そういった評価に関して、co-leads、アドバイザー会合のまとめ役の方が報告を作成していますが、まだこちらにも具体的な結論が何か出たという形にはなっていない状況です。その流れの中で、OEWG3 の対面会合、ジュネーブ会合が開かれまして、主な議論については、こちらのほうですね。総論としまして、一部の国というのは、途上国ですが、ポスト枠組に DSI を含めない限りポスト枠組の採択はない、ということを変更して主張されていきました。

あと、議論については、今後の影響がかなり大きいので、ステップバイステップアプローチで進めていくべきというような国が、先進国、途上国からも見られたのですが、一部途上国から、なるべく COP15 で何かメカニズムの決定までこぎつけるべき、というふうな強硬な主張をされた国もありました。

アジアパシフィック地域としても意見が述べられたのですが、アジアパシフィックは、先進国も途上国も含めていろんな国があるのですが、遺伝資源の提供者と利用者の 2 つの側面を持っていて、DSI のコンセプトが不明な中で、今何かを決めようとするというのは時期尚早ということで、地域としてそういった発言をしております。

あと、各論としましては、名古屋議定書のもとで 2 国間の制度を持っている国もあるので、それとマルチのハイブリッドアプローチの模索ですとか、どうやってトレーサビリティを確保していくのか。やはり提供国からすると、自国由来の遺伝資源であるということは主張していきたいのですが、ただ、それを求めようすると、かなり煩雑になって、仕組み自体が回らないものになるという観点もあるので、そういったところでのトレーサビリティの確保をどうするか。それから、CBD のマנדートですね。日本は、DSI は CBD の範囲外だという主張ですが、そういった問題ですとか、そもそも DSI は何なのかといったようなところとか、そういった具体的な議論と、かつ、先進国を中心にですが、DSI の議論というのは、政府機関だけではなくて、関係ステークホルダーにしっかり参加してもらって議論を進めるべきという話も出てきておりますし、仮に何か仕組みを考える上でコストベネフィットが取れないものをつくってもどうしようもないので、そういった必要性などが指摘をされてきています。

日本の方針としましては、もともと、オープンサイエンスの確保とか、法的確実性、それから実現性、CBD のマנדートかどうか、それから生物多様性保全と持続可能な利用に

DSI の何らかの仕組みが影響を与えないことといった方針のもとに、今回も CBD のマンドートをちゃんと厳守すべきということ、定義をはじめ議論が不足しているということ、それから、ステークホルダーを巻き込んだ丁寧な議論を行っていくということについて、指摘をしているという状況です。

なので、全体としてあまり前回から議論が進んだという感じはないかもしれないのですが、現状このような形で引き続き議論が進められて、どこまで合意できるポイントが整理できるかというところになってくるのかなと考えております。

少し長くなってしまいましたが、現状の議論は以上になります。

○磯崎座長

ありがとうございました。このジュネーブ会合で、この検討会が議論している内容とかにかかわることがあれば、検討に入る前に報告してもらって、それと関連づけながら今日の議論を行うということも考えられました。しかし、今報告にありましたように、この検討会で考えているような内容にかかわるような形での議論や結論、または方向性は出ていないということでした。

それでは、ここで私の担当を終えて、事務局のほうへお返しいたします。

○環境省（三宅）

磯崎先生、ありがとうございました。

■議事③その他

○環境省（三宅）

また本日、12時を過ぎてしまいまして、申し訳ございませんでした。また、非常に活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後、先ほど申し上げましたとおり、一旦、骨子案につきまして、本日いただいたコメントを反映していく作業をしまして、案について、一度座長とも相談の上、案を作成しました後、皆さんにメールベースでご相談・ご確認をいただく形になりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本日も 12 時を過ぎて申し訳ございませんが、お忙しい中、ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

以上